

平成12年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向について

平成13年5月23日
公正取引委員会

第1 平成12年度における合併・営業譲受け等の動向

1 届出受理件数

(1) 合併

平成12年度における合併の届出受理件数(注)は、170件(すべて国内の会社同士の合併であり、外国会社同士はなかった。)となっており、前年度の届出受理件数151件に比べ増加している(対前年度比12.6%増)。

(注) 届出対象範囲は以下のとおり。

国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額10億円を超える会社がある場合、外国会社同士の合併については当事会社の中に国内売上高が100億円を超える会社と国内売上高10億円を超える会社がある場合。

(2) 営業譲受け等

平成12年度における営業譲受け等の届出受理件数(注)は、213件(国内の会社からの営業譲受け等205件、外国会社からの営業譲受け等8件)となっており、前年度の届出受理件数179件に比べ増加している(対前年度比19.0%増)。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
(電話)03—3581—5471(代表)(内線)2562
03—3581—3719(直通)
インターネット・ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

(注) 届出対象範囲は以下のとおり。

総資産合計額が100億円を超える会社が、(1)総資産額10億円超の国内会社の営業の全部を譲り受ける場合、(2)国内の会社から対象部分の売上高が10億円超の営業の重要部分又は固定資産の全部若しくは重要部分を譲り受ける場合、(3)国内売上高10億円超の外国会社の営業の全部を譲り受ける場合、(4)対象部分に係る国内売上高が10億円超の外国会社の営業の重要部分又は固定資産の全部若しくは重要部分を譲り受ける場合。

2 態様別

平成12年度の合併・営業譲受け等の届出受理件数を態様別にみると、合併については、すべてが吸収合併であり、新設合併はなかった。

また、営業譲受け等については、総数213件のうち、205件が営業譲受け、8件が営業上の固定資産の譲受けであった。

3 総資産額別

平成12年度の合併・営業譲受け等の届出受理件数を合併後、営業譲受け等の行為後の総資産額別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

総資産100億円以上500億円未満の合併が67件(全体の39.4%)と最も多く、以下、1000億円以上の合併が40件(同23.5%)、10億円以上50億円未満の合併が24件(同14.1%)と続いている(第1表)。

第1表 総資産額別合併届出受理件数

(単位:件, ()内は%)

総資産 年度	10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円未 満	1000 億円 以上	計
11	9 (6.0)	21 (13.9)	20 (13.2)	46 (30.5)	17 (11.3)	38 (25.2)	151 (100.0)
12	7 (4.1)	24 (14.1)	10 (5.9)	67 (39.4)	22 (13.0)	40 (23.5)	170 (100.0)

(注)1 総資産は、合併後である。

2 平成10年の独占禁止法改正により、親子会社を含めた総資産合計額を届出対象の基準としているため、合併後の会社の単体総資産が10億円以下となることがある。

第2表 総資産額別合併件数

消滅会社 新設会社 存続会社	10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000億円以上	合 計
10 億円未満	8	2	1	1	0	0	0	12
10 億円以上 50 億円未満	6	17	1	1	0	0	0	25
50 億円以上 100 億円未満	3	5	1	3	0	0	0	12
100 億円上 500 億円未満	4	23	20	22	1	1	0	71
500 億円以上 1000 億円未満	0	3	2	9	1	0	0	15
1000 億円以上 5000 億円未満	1	2	3	4	4	2	0	16
5000 億円以上		1	2	4	4	2	6	19
合 計	22	53	30	44	10	5	6	170

(注) 3社以上の合併, すなわち消滅会社が2社以上である場合には, 総資産が最も多い消滅会社を基準とした。

(2) 営業譲受け等

総資産1000億円以上の営業譲受け等が70件(全体の32.9%)と最も多く, 以下, 100億円以上500億円未満の営業譲受け等が65件(同30.5%), 10億円以上50億円未満の営業譲受け等が30件(同14.1%)と続いている(第3表)。

第3表 総資産額別営業譲受け等届出受理件数

(単位:件, ()内は%)

総資産 年度	10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	計
11	23 (12.8)	24 (13.4)	13 (7.3)	52 (29.1)	14 (7.8)	53 (29.6)	179 (100.0)
12	23 (10.8)	30 (14.1)	5 (2.3)	65 (30.5)	20 (9.4)	70 (32.9)	213 (100.0)

(注) 総資産は, 営業譲受け等行為後の譲受け等会社のものである。

第4表 総資産額別営業譲受け等件数

譲渡等会社 譲受け等会社	10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000億円以上	合 計
10 億円未満	6	15	8	10	3	3	4	49
10 億円以上 50 億円未満	1	8	1	3	0	0	1	14
50 億円以上 100 億円未満	0	1	2	4	0	1	0	8
100 億円以上 500 億円未満	3	18	9	14	4	4	3	55
500 億円以上 1000 億円未満	1	3	3	6	1	1	1	16
1000 億円以上 5000 億円未満	1	8	1	4	3	3	2	22
5000 億円以上	2	5	4	11	1	4	22	49
合 計	14	58	28	52	12	16	33	213

(注) 2社以上からの営業譲受け等, すなわち営業譲渡等会社が2社以上である場合には, 総資産が最も多い営業譲渡等会社を基準とした。

4 業種別

平成12年度の合併・営業譲受け等の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

平成12年度の合併届出受理件数を業種別にみると、卸・小売業と製造業がそれぞれ37件(全体の21.8%)と多く、以下、金融・保険業が27件(同15.8%)、サービス業が26件(同15.3%)と続いている(第5表)。特に、金融・保険業は、前年度比58.8%増と大幅に増加している。製造業の中では、機械業が13件、化学・石油・石炭業が7件と多くなっている。

第5表 業種別合併届出受理件数の推移

(単位:件, ()内は%)

業種別	11	12
農 林 ・ 水 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱 業	0 (0.0)	0 (0.0)
建 設 業	5 (3.3)	10 (5.8)
製 造 業	38 (25.2)	37 (21.8)
食 料 品	3 (2.0)	2 (1.2)
織 維	1 (0.7)	0 (0.0)
木 材 ・ 木 製 品	0 (0.0)	3 (1.8)
紙 ・ パ ル プ	3 (2.0)	0 (0.0)
出 版 ・ 印 刷	2 (1.3)	3 (1.8)
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭	5 (3.3)	7 (4.1)
ゴ ム ・ 皮 革	0 (0.0)	0 (0.0)
窯 業 ・ 土 石	4 (2.6)	5 (3.0)
鉄 鋼	1 (0.7)	0 (0.0)
非 鉄 金 属	0 (0.0)	1 (0.6)
金 属 製 品	8 (5.3)	3 (1.8)
機 械	10 (6.6)	13 (7.6)
そ の 他 製 造 業	1 (0.7)	0 (0.0)
卸 ・ 小 売 業	50 (33.1)	37 (21.8)
不 動 産 業	12 (7.9)	17 (10.0)
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業	6 (4.0)	13 (7.7)
サ ー ビ ス 業	19 (12.6)	26 (15.3)
金 融 ・ 保 険 業	17 (11.3)	27 (15.8)
電 気 ・ ガ ス 業	0 (0.0)	0 (0.0)
そ の 他	4 (2.6)	3 (1.8)
合 計	151 (100.0)	170 (100.0)

(注) 1 業種は、新設会社及び存続会社の業種によった。

2 「その他」は、新設会社及び存続会社が未営業又は休業中の場合である。

(参考)

平成12年度の合併届出受理件数のうち、行為後総資産が1000億円以上の届出は、40件となっており、前年度の届出受理件数38件に比べ増加している(対前年度比5.2%増)。また、業種別にみると、金融・保険業が14件と最も多くなっている。

行為後総資産1000億円以上の合併届出の業種別受理件数
(単位:件, ()内は%)

業種別	項目	行為後総資産1000億円 以上の合併届出
農 林 ・ 水 産 業		0 (0.0)
鉱 業		0 (0.0)
建 設 業		5 (12.5)
製 造 業		8 (20.0)
食 料 品		0 (0.0)
織 維		0 (0.0)
木 材 ・ 木 製 品		1 (2.5)
紙 ・ パ ル プ		0 (0.0)
出 版 ・ 印 刷		1 (2.5)
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭		2 (5.0)
ゴ ム ・ 皮 革		0 (0.0)
窯 業 ・ 土 石		0 (0.0)
鉄 鋼		0 (0.0)
非 鉄 金 属		0 (0.0)
金 属 製 品		0 (0.0)
機 械		4 (10.0)
そ の 他 製 造 業		0 (0.0)
卸 ・ 小 売 業		5 (12.5)
不 動 産 業		1 (2.5)
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業		2 (5.0)
サ ー ビ ス 業		5 (12.5)
金 融 ・ 保 険 業		14 (35.0)
電 気 ・ ガ ス 業		0 (0.0)
そ の 他		0 (0.0)
合 計		40 (100.0)

(2) 営業譲受け等

平成12年度の営業譲受け等届出受理件数を業種別にみると、卸・小売業が65件(全体の30.5%)、製造業が48件(同22.5%)と多く、以下、金融・保険業が38件(同17.8%)、サービス業が26件(同12.2%)と続いている(第6表)。特に、金融・保険業は、前年度比100.0%増と大幅に増加している。

製造業の中では、化学・石油・石炭業が17件、機械業が16件と多くなっている。

第6表 業種別営業譲受け等届出受理件数の推移

(単位:件, ()内は%)

業種別 \ 年度	11	12
農 林 ・ 水 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱 業	0 (0.0)	0 (0.0)
建 設 業	3 (1.7)	2 (1.0)
製 造 業	42 (23.5)	48 (22.5)
食 料 品	4 (2.2)	6 (2.8)
織 維	0 (0.0)	1 (0.5)
木 材 ・ 木 製 品	0 (0.0)	0 (0.0)
紙 ・ パ ル プ	1 (0.6)	0 (0.0)
出 版 ・ 印 刷	1 (0.6)	0 (0.0)
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭	11 (6.1)	17 (8.0)
ゴ ム ・ 皮 革	0 (0.0)	0 (0.0)
窯 業 ・ 土 石	0 (0.0)	1 (0.5)
鉄 鋼	2 (1.1)	4 (1.9)
非 鉄 金 属	1 (0.6)	1 (0.5)
金 属 製 品	2 (1.1)	0 (0.0)
機 械	14 (7.8)	16 (7.5)
そ の 他 製 造 業	6 (3.4)	2 (1.0)
卸 ・ 小 売 業	45 (25.1)	65 (30.5)
不 動 産 業	4 (2.2)	6 (2.8)
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業	3 (1.7)	8 (3.8)
サ ー ビ ス 業	29 (16.2)	26 (12.2)
金 融 ・ 保 険 業	19 (10.6)	38 (17.8)
電 気 ・ ガ ス 業	0 (0.0)	1 (0.5)
そ の 他	34 (19.0)	19 (8.9)
合 計	179 (100.0)	213 (100.0)

(注)1 業種は、営業譲受け等会社の業種によった。

2 「その他」は、営業譲受け等会社が未営業又は休業中の場合である。

(参考)

平成12年度の営業譲受け等の届出受理件数のうち、行為後総資産が1000億円以上の届出は、70件となっており、前年度の届出受理件数53件に比べ大幅に増加している(対前年度比32.1%増)。また、業種別にみると、金融・保険業が27件と最も多くなっている。

行為後総資産1000億円以上の営業譲受け等届出の業種別受理件数
(単位:件, ()内は%)

業種別	項目	行為後総資産1000億円 以上の営業譲受け等届 出
農 林 ・ 水 産 業		0 (0.0)
鉱 業		0 (0.0)
建 設 業		1 (1.4)
製 造 業		15 (21.4)
食 料 品		2 (2.9)
織 維		0 (0.0)
木 材 ・ 木 製 品		0 (0.0)
紙 ・ パ ル プ		0 (0.0)
出 版 ・ 印 刷		0 (0.0)
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭		4 (5.7)
ゴ ム ・ 皮 革		0 (0.0)
窯 業 ・ 土 石		0 (0.0)
鉄 鋼		0 (0.0)
非 鉄 金 属		1 (1.4)
金 属 製 品		0 (0.0)
機 械		8 (11.4)
そ の 他 製 造 業		0 (0.0)
卸 ・ 小 売 業		11 (15.7)
不 動 産 業		0 (0.0)
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業		3 (4.3)
サ ー ビ ス 業		10 (14.3)
金 融 ・ 保 険 業		27 (38.6)
電 気 ・ ガ ス 業		0 (0.0)
そ の 他		3 (4.3)
合 計		70 (100.0)

5 形態別

平成12年度の合併・営業譲受け等の届出受理件数を形態別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

平成12年度の合併の形態別件数(消滅会社数でみた件数)は、224件であり、そのうち、水平合併が141件(全体の63.0%)で最も多く、以下、混合合併67件(同30.0%)、垂直合併16件(同7.1%)と続いている(第7表)。

(注) 消滅会社でみた件数とは、例えば、3社合併の場合は2社合併が2回行われたものとして集計した件数である。

第7表 消滅会社数でみた合併の形態別状況

(単位:件, ()内は%)

形態 年度	水平 合併	垂直 合併	混合合併				その他 合併	計
			地域拡大	商品拡大	純粋	小計		
11	120 (54.3)	12 (5.4)	18 (8.1)	20 (9.0)	51 (23.1)	89 (40.3)	0 (0.0)	221 (100.0)
12	141 (63.0)	16 (7.1)	16 (7.1)	39 (17.4)	12 (5.5)	67 (30.0)	0 (0.0)	224 (100.0)

(注) 合併の形態の分類は、次のとおりである。

1水平:当事会社が同一市場において同種の商品又は役務を供給している場合

2垂直:当事会社が購入者、供給者の関係を有している場合

3混合:水平・垂直以外のすべての場合

地域拡大:同種の商品又は役務を異なる地域市場へ供給している会社間の合併又は営業譲受け等

商品拡大:生産面又は販売面での関連はあるが、直接には競争関係にない商品又は役務を供給している会社間の合併又は営業譲受け等

純粋:事業的關係がない会社間の合併又は営業譲受け等

4その他

組織変更:専ら合名会社、合資会社若しくは有限会社の組織を株式会社に変更し、又は株式会社の組織を有限会社に変更する目的で行う合併又は営業譲受け等

券面額の変更:専ら株式会社がその発行している額面株式1株の金額を変更する目的で行う合併

分離独立:専ら会社が自己の営業等の一部を分離する目的で発行済株式の全部を取得して

国内の会社を設立する場合における当該新会社が行う当該営業譲受け等

(2) 営業譲受け等

平成12年度の営業譲受け等の形態別件数(譲渡等会社数でみた件数)は、225件であり、そのうち、水平関係が150件(全体の66.7)で最も多く、以下、混合関係62件(同27.5%)、垂直関係13件(同5.8%)と続いている(第8表)。

(注) 譲渡等会社数でみた件数とは、例えば、2社からの営業譲受け等の場合は営業譲受け等が2回行われたものとして集計した件数である。

第8表 譲渡等会社数でみた営業譲受け等の形態別状況

(単位:件, ()内は%)

形態 年度	水平 関係	垂直 関係	混合関係				その他 関係	計
			地域拡大	商品拡大	純粹	小計		
11	139 (72.4)	6 (3.1)	9 (4.7)	10 (5.2)	28 (14.6)	47 (24.5)	0 (0.0)	192 (100.0)
12	150 (66.7)	13 (5.8)	25 (11.1)	15 (6.6)	22 (9.8)	62 (27.5)	0 (0.0)	225 (100.0)

(注) 営業譲受け等の形態の分類は、第7表と同じである。

第2 平成12年度における株式保有の動向

1 会社の株式所有報告書提出件数

平成12年度において、独占禁止法第10条第2項の規定に基づき提出された会社の株式所有報告書の件数(注)は、804件となっており、前年度の報告件数1029件に比べ減少している(対前年度比21.9%減)。そのうち、外国会社によるものは、42件であった。

(注) 報告対象範囲は以下のア～ウいずれの要件にも該当する場合である。

ア 株式を所有する会社の総資産額が20億円を超え、かつ、自社、親会社及び子会社の総資産の合計額が100億円を超えること

イ 株式を所有される会社(株式発行会社)が、国内の会社の場合には総資産額、国外の会社の場合には国内売上高が10億円を超えること

ウ 株式発行会社の株式を、その発行済み株式総数の10%、25%、50%を超えて保有することとなること

2 総資産額別

平成12年度の国内会社の株式所有報告書の提出件数を総資産額別にみると、次のとおりである(第9表)。

第9表 総資産額別株式所有報告書提出件数

(単位:件, ()内は%)

総資産 年度	20億円 超 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	計
11	13 (1.3)	22 (2.2)	182 (18.5)	57 (5.8)	709 (72.1)	983 (100.0)
12	7 (0.9)	19 (2.5)	167 (21.9)	58 (7.6)	511 (67.1)	762 (100.0)

(注) 総資産は、提出会社(株式所有前)の総資産である。

(参考)

平成12年度において提出された株式所有報告書のうち、総資産1000億円（注）以上のものについて業種別にみると、製造業が264件と、合計件数511件の半数以上を占めている。

総資産1000億円以上の株式所有報告書の業種別提出件数
(単位:件, ()内は%)

業種別	項目	総資産1000億円以上の 株式所有報告	
農 林 ・ 水 産 業		0	(0.0)
鉱 業		0	(0.0)
建 設 業		21	(4.1)
製 造 業		264	(51.7)
食 料 品		15	(2.9)
織 維		3	(0.6)
木 材 ・ 木 製 品		10	(2.0)
紙 ・ パ ル プ		8	(1.6)
出 版 ・ 印 刷		4	(0.8)
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭		34	(6.7)
ゴ ム ・ 皮 革		4	(0.8)
窯 業 ・ 土 石		7	(1.4)
鉄 鋼		13	(2.5)
非 鉄 金 属		9	(1.8)
金 属 製 品		0	(0.0)
機 械		143	(27.9)
そ の 他 製 造 業		14	(2.7)
卸 ・ 小 売 業		84	(16.4)
不 動 産 業		17	(3.3)
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業		49	(9.6)
サ ー ビ ス 業		20	(3.9)
金 融 ・ 保 険 業		17	(3.3)
電 気 ・ ガ ス 業		10	(2.0)
そ の 他		29	(5.7)
合 計		511	(100.0)

(注) 総資産は、提出会社(株式所有前)の総資産である。

第3 平成12年度における持株会社設立等の動向

持株会社は、独占禁止法の規定により、持株会社及びその子会社の総資産の額の合計が3000億円を超える場合には、1.毎事業年度終了後3か月以内に持株会社及び子会社の事業報告書を提出すること(第9条第6項)、2.持株会社の新設について設立後30日以内に届け出ること(第9条第7項)が義務付けられている。

平成12年度において、独占禁止法第9条第6項の規定に基づき提出された持株会社等の事業報告書は5件であった(第10表)。また、第9条第7項の規定に基づく持株会社の設立の届出は1件であった(第11表)。

第10表 独占禁止法第9条第6項の規定に基づく報告書提出会社

会 社 名
(株)ダイエーホールディングコーポレーション
日本電信電話(株)
アクサニチダン保険ホールディング(株)
タワー・エス・エイ
ファイザー・ホールディングスアイルランド

第11表 独占禁止法第9条7項の規定に基づく届出会社

会 社 名
(株)みずほホールディングス

資料

企業結合関係の届出件数の推移

年 度	持株会社等の 事業報告書	持株会社設立 届出書	株式所有報告 書	会社以外の者 の株式所有報告 書	合併受理	営業譲受け等 受理
昭和22			(2)	(0)	(23)	(22)
23			(31)	(0)	(309)	(192)
24			(13)	(0)	(123)	(53)
			2,373	0	448	143
25			3,840	0	420	207
26			4,546	0	331	182
27			4,795	0	385	124
28			3,863	0	344	126
29			2,827	0	325	167
30			3,033	0	338	143
31			3,080	0	381	209
32			3,069	0	398	140
33			3,316	0	381	118
34			3,170	0	413	139
35			2,991	0	440	144
36			3,211	1	591	162
37			3,231	0	715	193
38			3,844	0	997	223
39			3,921	4	864	195
40			4,534	1	894	202
41			4,325	0	871	264
42			4,075	2	995	299
43			4,069	3	1,020	354
44			4,907	0	1,163	391
45			4,247	2	1,147	413
46			5,832	0	1,178	449
47			5,841	1	1,184	452
48			6,002	0	1,028	443
49			5,738	0	995	420
50			5,108	9	957	429
51			5,229	6	941	511
52			5,085	1	1,011	646
53			5,372	0	898	595
54			5,359	0	871	611
55			5,759	2	961	680
56			5,505	1	1,044	771
57			6,167	1	1,040	815
58			6,033	4	1,020	702
59			6,604	2	1,096	790
60			6,640	6	1,113	807
61			7,202	1	1,147	936
62			7,573	1	1,215	1,084
63			6,351	0	1,336	1,028
平成元			8,193	0	1,450	988
2			8,075	0	1,751	1,050
3			8,034	2	2,091	1,266
4			8,776	0	2,002	1,079
5			8,036	3	1,917	1,153
6			8,954	18	2,000	1,255
7			8,281	1	2,520	1,467
8			9,379	0	2,271	1,476
9	0	0	8,615	7	2,174	1,546
10	2	0	7,518	0	1,514	1,176
11	1	1	1,029		151	179
12	5	1	804		170	213

(注) 1 () 内は認可件数である。

2 役員兼任の届出は、昭和28年に新設されたものであり、昭和27年度までの件数はない。

3 持株会社等の事業報告書の提出及び持株会社設立の届出は、平成9年の法改正により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

4 株式所有報告書の裾切り要件(総資産額)は以下のとおり改正されている。

年度	裾切り要件(総資産額)
昭和24年	500万円超
28年	1億円超
40年	5億円超
52年	20億円超
平成10年	100億円超

5 平成10年改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないこととされていたが、改正後は、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額10億円を超える会社がある場合、外国会社同士の合併については当事会社の中に国内売上高が100億円を超える会社と国内売上高10億円を超える会社がある場合に届け出なければならないこととされた。

6 平成10年改正前の独占禁止法では、会社が営業の全部又は重要部分の譲受け等を行うとする場合には、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないこととされていたが、改正後は、総資産合計額が100億円を超える会社が、(1)総資産額10億円超の国内会社の営業の全部を譲り受ける場合、(2)国内の会社から対象部分の売上高が10億円超の営業の重要部分又は固定資産の全部若しくは重要部分を譲り受ける場合、(3)国内売上高10億円超の外国会社の営業の全部を譲り受ける場合、(4)対象部分に係る国内売上高が10億円超の外国会社の営業の重要部分又は固定資産の全部若しくは重要部分を譲り受ける場合に届け出なければならないこととされた。

[参考]

認可及び承認の動向

1 大規模会社の株式保有

平成12年度において、独占禁止法第9条の2第1項第7号の規定により認可したもの及び同項第11号の規定により承認したものは、いずれもなかった。

2 金融会社の株式保有

平成12年度において、独占禁止法第11条の規定により認可した金融会社の株式保有件数は347件であり、そのうち、同条第1項ただし書の規定に基づくものは340件(銀行に係るもの237件, 証券会社に係るもの32件, 保険会社に係るもの65件, 外国会社に係るもの6件), 同条第2項の規定に基づくものは7件(すべて銀行に係るもの)であった。